

(別紙1)

区 分	事 業 内 容	採 択 基 準
4 木塀の整備	民間が整備する公共建築物等に木塀を設置する場合に経費の一部を助成	・補助金交付対象は次の各号のいずれにも該当する木塀（敷地内部が見通せない木製の囲障）の建築主とする。 (1) 県内の施設にかかる木塀であること。 (2) 国又は地方公共団体以外の者が整備する老人ホーム、保育所、公民館、病院又は診療所、図書館、工場、事務所等の施設に設置する木塀であること。 (3) 県産木材を0.04m³/m以上使用すること。 (4) 使用する県産木材については、合法木材及び県産木材の証明ができること。 (5) 優良木質建材等認証（AQ）1種の品質・性能を有する保存処理木材（低分子フェノール樹脂処理木材など）であること。 (6) 木塀設置に係る他の補助制度を利用していないこと。 (7) 建築基準法等関係法令の規定（防火など）に適合すること。 (8) 都市計画制度や市町の景観条例等に係る必要な手続きを実施していること。 (9) 県税に未納がないこと。
5 県産木材PR活動	県産木材を使用した住宅見学会、家の材料となる木を見（伐り）にいくツアー、SNSによる情報発信等に係る経費を助成	・佐賀県産木材地産地消の応援団に登録した大工・工務店であること。 ・PRする木造住宅等には県産木材を使用していること。
6 推進事務	区分1～5に関する広報、事業者の公募・審査、補助金の交付決定・確定審査・支払等を行うために要する経費を助成	・人件費、旅費、使用料及び賃借料、需要費、役務費、委託料、その他必要となる経費を対象とする。
7 木造公共的施設整備	自治会等が整備する公共的施設の木造化を行う場合に経費の一部を助成	・補助金交付対象は次の各号のいずれにも該当する木造公共的施設とする。 (1) 構造耐力上主要な部分（基礎及び基礎杭を除く）の内、土台、柱（間柱を除く。）、横架材（桁、梁類）、斜材（筋かい、火打材類）、小屋組（小屋束、棟木、母屋、垂木類）の部分の木材使用量のうち、県産木材を体積比で70%以上使用すること。 かつ、内装又は外装又は内外装に県産木材を10m²以上使用すること。 (2) 使用する県産木材については、合法木材及び県産木材の証明ができること。 (3) 補助対象において、国、他の地方公共団体及び全国団体等の他の補助を利用する場合は、その補助制度に併用制限がないこと。
8 公共施設等の木製品の導入	公共施設等における木製品（机・椅子（教卓、戸棚、本棚、テーブル、ベンチなどの備付けの木製品）、玩具等）の導入を行う場合に経費の一部を助成	・補助金交付対象は次の各号のいずれにも該当する木製品とする。 (1) 市町、自治会及び公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令第1条に掲げる施設を整備した者及びその他知事が認める者が管理する公共施設等に導入する木製品であること。 (2) 原則として県産木材のみを使用した製品であること。ただし、家具の脚部等、構造および用途上、県産木材を使用できないものについては、知事に理由書（様式は任意）を提出し認められた製品であること。 (3) 使用する県産木材については、合法木材及び県産木材の証明ができること。 (4) 常設し、施設利用者や生徒など多くの者が利用する製品であること。 (5) 学童用机・椅子、教卓については、県内で組み立てを行った製品であること。 (6) 補助対象において、国、他の地方公共団体及び全国団体等の他の補助を利用する場合は、その補助制度に併用制限がないこと。
9 家具・木製品開発の支援	県産木材を利用した家具や木製品等の開発及び利用促進に係る経費の一部を助成	・補助金交付対象は県産木材を利用した家具や木製品等の開発及び利用促進に係る経費とし、別に定める募集要項に基づき提案された内容を審査し、採択するものとする。 - なお、補助対象において、国、他の地方公共団体及び全国団体等の他の補助を利用する場合は、その補助制度に併用制限がないこと。
10 木育活動の支援	県産木材の良さやその利用意義について普及・啓発する木育活動や、木育指導者育成に要する経費の一部を助成	・補助金交付対象は次の各号のいずれにも該当する活動とし、別に定める募集要項に基づき提案された内容を審査し、採択するものとする。 - なお、補助対象において、国、他の地方公共団体及び全国団体等の他の補助を利用する場合は、その補助制度に併用制限がないこと。 (1) 広く一般県民を対象とした活動であること。 (2) 木材や木製品との触れ合いを通じて木材へ親しみや木の文化への理解を深め、県産木材の良さや利用の意義について学ぶ機会を創出する活動であること。もしくは、その活動を推進する木育指導者を育成する活動であること。

(別紙1)

区 分	事 業 内 容	採 択 基 準
11 県産木材のブランド化支援	県内の優良木材をブランド化し、優良材の産地化を図る取組に要する経費の一部を助成	・補助金交付対象は次の各号のいずれにも該当する取組とし、別に定める募集要項に基づき提案された内容を審査し、採択するものとする。 なお、補助対象において、国、他の地方公共団体及び全国団体等の他の補助を利用する場合は、その補助制度に併用制限がないこと。 (1) 県内の優良木材をブランド化し、優良材の産地化を図る取組であること。 (2) 一般流通材と差別化を図り、高付加価値化を図るため、県内の優良木材の特性を明らかにし、広く一般県民に対して優良木材をPRする取組であること。
12 J A S 認証取得費用の支援	J A S 認証の取得及び維持に係る経費の一部を助成	・補助金交付対象は次の各号のいずれかに該当する経費とし、別に定める募集要項に基づき提案された内容を審査し、採択するものとする。 なお、補助対象において、国、他の地方公共団体及び全国団体等の他の補助を利用する場合は、その補助制度に併用制限がないこと。 (1) J A S 認証取得のために係る経費であること。 (2) J A S 認証の維持に係る経費であること。

(別紙2)

事業計画の変更を伴う事項

区 分	重要な変更
1 木造住宅の新築 2 リフォーム 3 展示効果の高い施設の木質化 4 木塀の整備 5 県産木材 P R 活動 6 推進事務 7 木造公共的施設整備 8 公共施設等の木製品の導入 9 家具・木製品開発の支援 10 木育活動の支援 11 県産木材のブランド化支援 12 J A S 認証取得費用の支援	(事業計画) ・事業の中止 ・補助金額の変更 ・その他知事が必要と認めるもの

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の（2）から（7）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体、個人ではありません。

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

(ふりがな)

氏 名

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日

- 注 1 氏名欄は、本人が自署すること。ただし、法人の場合は、申請等に係る責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。
- 2 法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により確認を行うことができる場合は、この限りでない。

(別紙4)

1 会計関係書類

(1) 金銭又は現金出納簿

(2) 収入・支出整理簿

(3) 負担金(賦課金)明細・徴収原簿

2 証拠書類

見積書、請求書、納品書、入出金伝票、領収書、借用証書等

3 契約関係書類

入札願末書、請負(委託)契約書、施工写真(成果品)、工事打合簿、合法木材証明書(県内の合法木材認定事業体が発行)、県産木材生産履歴証明書(さがの木流通管理センターが発行)、管理規程(下記参照)等

4 台帳関係

財産管理台帳

5 管理規程

1 目的

2 施設の種類、構造、規模、形式等

3 設置場所

4 管理責任者

5 利用者(使用者)の範囲

6 利用方法(使用方法)に関する事項

7 施設の保全及び償却に関する事項

8 その他管理に必要な事項

(様式第 1 号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

市 町 長 等 名

佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業実施計画承認申請書

佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業実施要領第 5 の 1 の規定に基づき、事業実施計画書を添えて申請します。

(様式第1号の附表1)

作成年度	年度
補助事業者名	

佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業
(変更) 事業実施計画書

(様式第1号の附表2)

第2. 事業実施計画

1 区分ごとの事業費等

(単位：円)

区 分	年度				
	数 量	事 業 費	経 費 内 訳		
			補 助 金	市 町	そ の 他
1. 木造公共的施設整備	棟				
2. 公共施設等の木製品の導入	セット				
合 計	—				

(注)

1 変更の場合は変更前と変更後とが比較できるよう二段書き（変更前を上段に括弧書き、変更後を下段）で記載すること。

(様式第1号の附表3)

1 木造公共施設等整備の詳細

整備年度	施 設 名	事 業 箇 所	事業主体名	整備内容	木材使用量（㎡）				内装又は外装の県産木材 （㎡）	延床面積 （㎡）	事 業 費 （円）	経費内訳（円）			備 考
					全 体	主要構造材	うち県産木材	県産木材 使用率 （％）				補 助 金	市 町	そ の 他	
合 計															

(注)

- 1 施設毎に事業費の内訳が分かる資料（概算見積書等）を添付すること。
- 2 変更の場合は変更前と変更後とが比較できるよう二段書き（変更前を上段に括弧書き、変更後を下段）で記載すること。

2 公共施設等の木製品の導入

(単位：円)

整備年度	施 設 名	事 業 箇 所	事業主体名	整備内容	事 業 費	経費内訳			備 考
						補 助 金	市 町	そ の 他	
合 計									

(注)

- 1 整備内容については、木製品の種類を記載すること。
- 2 施設毎に事業費の内訳が分かる資料（概算見積書等）を添付すること。
- 3 変更の場合は変更前と変更後とが比較できるよう二段書き（変更前を上段に括弧書き、変更後を下段）で記載すること。

(様式第1号の附表4)

区分:

1 事業の目的(変更の理由)

--

2 事業計画の内容

(1) 実施内容

開催時期	実施内容（回数等）	備考

(2) 事業経費

名 称	補助対象経費	算出基礎	補助金	備考
合 計				

※消費税を除いた金額を補助対象経費（ただし、消費税免税業者又は簡易課税業者の場合は消費税を含む）とし、補助金額は千円未満切捨てとする。

3 添付資料

- ① 見積書等
- ② 別紙(誓約書)